

# S-CUBE IP NEWS

知的財産に関する基礎知識や最新の法改正情報など、実務上お役に立つと思われる情報をピックアップしてお届けしています。

## IP NEWS HEADLINE

- ・ [USPTO・医薬品等関連の特許期間延長に関する情報提供ページを開設](#)
- ・ [「リバロ」損害賠償請求訴訟、控訴棄却判決に上告なく、後発医薬品メーカーの東和薬品の勝訴確定](#)
- ・ [住友ファーマ・用途特許「ラツータ」に対する特許性なしの決定取消を求め控訴提起](#)
- ・ [第一三共の主張を米連邦地裁が認定・Novartis社との特許係争](#)
- ・ [知財高裁・特許権侵害訴訟で第三者意見募集を決定](#)
- ・ [模倣品の個人輸入の規制強化、10月1日施行](#)

## USPTO・医薬品等関連の特許期間延長に関する情報提供ページを開設

米国特許商標庁(USPTO)は9月2日、35U.S.C. § 156に基づいて過去5年以内に提出された特許期間延長(Patent Term Extension:PTE)申請および延長された特許期間に関する情報を提供する新たなウェブページ([Applications for patent term extension and patent terms extended under 35 U.S.C. § 156 | USPTO](#))を開設したことを発表しました。

本ウェブページでは、延長された特許と延長期間が記載されたリストが掲載されています。

Patent No.	Tradename of Product (generic name, if applicable)	Original Expiration Date*	Period of Extension Granted
RE27757	CARDIOVERTER (Defibrillator System)	10/26/1988	2 years
RE30577	BEPADIN/VASCOR(bepidil hydrochloride)	6/8/1993	2 years
RE30633	DEMADEX (torsemide)	4/19/1994	5 years
RE30811	ENICAID (encainide HCl)	12/20/1994	2 years

さらに、「List of patent terms extended under 35 U.S.C. § 156」という欄の・[PTE certificates issued \(updated August 2022\)](#) [MS Excel] をクリックすると、エクセル形式のリストがダウンロードできます。

なお、USPTO は、本ウェブページの情報をご四半期ごとに更新予定としています。

▼ニュースリリースはこちらをご覧ください。

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2022/uspto-launches-new-public-webpage-enhance-accessibility-patent-term>

## 「リバロ」損害賠償請求訴訟、控訴棄却判決に上告なく、後発医薬品メーカーの東和薬品の勝訴確定

興和が高脂血症治療薬「リバロ」の医薬品特許を侵害されたとして、後発医薬品を製造販売する東和薬品を相手に提訴していた損害賠償請求訴訟（損害賠償請求総額 188 億円）に関して、東和薬品は、10月6日付のプレスリリースで、興和の訴えを棄却した控訴審判決が確定したことを発表しました。興和は上告期限までに上告しませんでした。

東和薬品は、9月21日付のプレスリリースで、控訴審で勝利したことを発表していました。

▼プレスリリースはこちらをご覧ください。

・ <https://www.towayakuhin.co.jp/pdf/news221006.pdf> (10月6日付)

・ <https://www.towayakuhin.co.jp/pdf/news220921.pdf> (9月21日付)

## 住友ファーマ・用途特許「ラツェダ」に対する特許性なしの決定取消を求め控訴提起

住友ファーマ株式会社（大阪市中央区）は、9月27日付のニュースリリースで、米国における非定型抗精神病薬「LATUDA®」（一般名：ルラシドン塩酸塩、以下「ラツェダ」）の用途特許において、本特許に特許性がないとする米

国特許商標庁の決定に対し、決定の取消しを求め、連邦巡回控訴裁判所に控訴提起したことを発表しました。

住友ファーマは、「当社は、本特許は有効であると確信しており、引き続き「ラツェダ」の特許権を保護すべく適切に対応していく所存です。」と表明しました。

▼ニュースリリースはこちらをご覧ください。

<https://www.sumitomo-pharma.co.jp/ir/news/pdf/ne20220927.pdf>

### 第一三共の主張を米連邦地裁が認定・Novartis 社との特許係争

第一三共株式会社（東京都中央区）は、9月30日付のプレスリリースで、スイス・Novartis の BRAF 阻害剤 Tafinlar® に関して、当社の米国子会社 Plexxikon（2022年3月閉鎖）が保有する米国特許 9,469,640 及び 9,844,539（以下、「同特許」）を侵害しているとして、Plexxikon が 2017年8月に米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起した裁判において、同裁判所が Plexxikon の主張を認める決定を下したことを発表しました。

同裁判所は、Novartis が Plexxikon に対し、177.8 百万ドルの損害賠償金を支払うとともに、同特許存続期間中の Tafinlar® の米国売上に対して、9%のロイヤルティを支払うべきと判断しました。なお、Novartis の故意侵害は認められませんでした。

▼プレスリリースはこちらをご覧ください。

[https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202209/20220930\\_J.pdf](https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202209/20220930_J.pdf)

### 知財高裁・特許権侵害訴訟で第三者意見募集を決定

米国 FC 2, INC. が運営するコメント付き動画配信サービス「FC 2 動画」に関して、「ニコニコ動画」などを運営する株式会社ドワンゴが特許を侵害しているとして、FC 2 などに配信の差し止めなどを求めた訴訟の控訴審

で、知財高裁は9月30日、当事者以外の第三者からの意見を集める「第三者意見募集制度」を採用することを決定しました。

本制度は、裁判所の判断が、当事者のみならず、関連する多数の業界に対して大きな影響を及ぼす可能性があることなどから、裁判所が、適正な判断を示すための資料を得るために、広く一般の第三者から意見を集めることを可能としたもので、「日本版アマカスブリーフ」と呼ばれ、集まった意見は当事者が証拠として活用することができます。

知財高裁は、サーバと複数の端末装置で構成される「システム」の発明において、当該サーバが日本国外で作られ、存在する場合、発明の実施行為である「生産」（特許法2条3項1号）に該当し得ると考えるべきか。「生産」に該当し得る場合、どのような要件が必要になるのかを募集事項としています。

▼第三者意見募集を実施している事件について（知財高裁）

<https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/daisanshaiken/index.html>

## 模倣品の個人輸入の規制強化、10月1日施行

本年10月1日に改正関税法が施行され、商標権・意匠権を侵害する物品（模倣品）の輸入に対する規制が強化されました。

これまでは、個人的に使用する目的での輸入は商標法上の「業として」の要件を満たさないため、事業性のある輸入のみが規制対象でした。しかし、増大する個人的使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者は模倣品を郵送により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付けることとなりました。

10月1日以降は、たとえ個人的な使用目的であっても、それが模倣品である場合には輸入差止・没収の対象となります。海外の通販サイトなどで商品を購入する場合に限らず、国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため、注意が必要です。

<税関における知的財産権侵害物品の差止状況>

知的財産権を侵害する模倣品の輸入は高止まりしています。財務省関税局は、2022年上半期（1～6月）に全国の税関で偽ブランドのバッグや衣類など模倣品の輸入を差し止めた件数は、1万2519件だったと発表しました。

11年連続で1万2000件を超えており、高水準で推移しています。品目別では、財布やハンドバッグなどのバッグ類が3割弱の4126件、衣類が2割強の3348件と続いています。地域別では、中国からの輸入が9131件と全体の72.9%を占め最多です。輸入形態としてはインターネット通販の普及で、国際郵便が約9割を占めています。

▼令和4年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2022\\_1/20220909a.html](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022_1/20220909a.html)



---

エスキューブ国際特許事務所 S-Cube International Patent Firm  
東京都渋谷区神宮前 6-23-6 石川ビル 5F Tel 3-6712-5985  
Email: info@s-cubecorp.com Website: www.s-cubecorp.com